

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>海外発生期</u></p> <p><u>やすい者等、発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者以外の優先接種対象者、接種順位を決定する。(厚生労働省)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始するよう都道府県・市町村に対し求める。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p><u>【情報提供】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p><u>【モニタリング】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種開始に伴い、接種実施モニタリングを行うとともに、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集・分析及び評価を行う。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>ワクチン接種が終了した段階で、モニタリングに関する総合評価を行う。(厚生労働省)</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><u>第一段階 海外発生期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、接種を開始する。接種対象は全国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まず医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行的に接種を行う。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p><u>【モニタリング】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>プレパンデミックワクチンの接種開始に伴い、接種実施モニタリングを行うとともに、有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。(厚生労働省)</u></li> </ul>
<p><b>社会・経済機能の維持</b></p> <p><b>【事業者の対応】</b></p>	<p><b>社会・経済機能の維持</b></p> <p><b>【事業者の対応】</b></p>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>海外発生期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、<u>職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう、要請する。</u>(関係省庁)</li> <li><u>社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた準備を行うよう、要請する。その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。</u>(関係省庁)</li> </ul> <p>【遺体の火葬・安置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>都道府県を通じ、市区町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。</u>(厚生労働省)</li> </ul>	<p style="text-align: right;"><u>第一段階 海外発生期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、<u>職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう、要請する。</u>(関係省庁)</li> </ul> <p>【遺体の火葬・安置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。(厚生労働省)</li> </ul>

## 改定案

## 国内発生早期

## 国内発生早期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

## (地域未発生期)

各都道府県で新型インフルエンザの患者が発生していない状態。

## (地域発生早期)

各都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

## 目的：

- 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

## 対策の考え方：

- 1) 積極的な感染拡大防止策（患者の入院勧告、地域全体での学校・保育施設等の臨時休業・集会の自粛等）をとることで、流行のピークを遅延させられる可能性があるため、果敢な対応を行う。
- 2) 医療体制や積極的な感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、国民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、

## 現行

## 第二段階 国内発生早期

## 第二段階 国内発生早期

(国内で新型インフルエンザが発生した状態)

## 目的：

- 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>国内発生早期</u></p> <p><u>国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。</u></p> <p>4) <u>新型インフルエンザの患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。</u></p> <p>5) <u>国内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</u></p> <p>6) <u>パンデミックワクチンの接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかにできるだけ多くの国民に接種する。</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>第二段階 国内発生早期</u></p>
<p><b>実施体制</b></p>	<p><b>実施体制と情報収集</b></p>
<p><b>【基本的対処方針の決定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>政府対策本部は、専門家の意見を踏まえ、国内発生早期に入ったことを宣言するとともに、対策の基本的対処方針を決定する。(内閣官房、全省庁)</u> (後段へ移行)</li> </ul> <p>(後段へ移行)</p> <p><b>【国際間の連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国内発生情報について、IHR(国際保健規則)に基づき、WHOへ通報する。(厚生労働省)</u></li> </ul>	<p><b>【実施体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザ対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、国内での感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を決定する。(内閣官房、全省庁)</u></li> <li>・ <u>国内の発生状況をリアルタイムで把握し、都道府県に対して、発生状況を緊急に情報提供し、必要な対策を実施するよう要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>積極的疫学調査の実施に関し、都道府県等との連携を図る。必要に応じ、疫学、臨床等の専門家チームを派遣する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p><b>【国際間の連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国内発生情報について、IHRに基づき、WHOへ通報する。(厚生労働省)</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>国内発生早期</i></p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>WHO、OIE等のリファレンスラボラトリー等とウイルス株の同定・解析に関して協力をを行い、症例定義の決定や情報共有等を行う。(厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省)</li> <li>ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬の開発等に関する連携、協力を<u>行う</u>。(厚生労働省、関係省庁)</li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>第二段階 国内発生早期</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>海外の新型インフルエンザ等の発生状況について、諸外国、国際機関等を通じて必要な情報を収集する</u>。(外務省、厚生労働省)</li> <li>WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等とウイルス株の同定・解析に関して協力をを行い、症例定義の決定や情報共有等を行う。(厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省)</li> <li><u>流行状況やワクチンの有効性・安全性について海外との情報交換を行うとともに、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬の開発等に関する連携、協力体制を構築する</u>。(厚生労働省、関係省庁)</li> </ul>
<p><b>サーベイランス・情報収集</b></p>	<p><b>サーベイランス</b></p>
<p><b>【国際的な情報収集】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>海外での新型インフルエンザの発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する</u>。(厚生労働省、外務省)</li> </ul>	
<p><b>【サーベイランス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施する</u>。(厚生労働省、文部科学省)</li> <li><u>国内の発生状況をリアルタイムで把握し、都道府県等に対して、発生状況を迅速に情報提供し、必要な対策を実施するよう要請する</u>。(厚生労働省)</li> </ul>	
<p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、アウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランス、予防接種副反応迅</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>国内発生早期</i></p> <p><b>【調査研究】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生した国内患者について、早期には、積極的疫学調査チームを派遣し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。(厚生労働省)</li> <li>新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究と分析を速やかに行い、その成果を対策に反映させる。(厚生労働省)</li> </ul> <hr/> <p><b>情報提供・共有</b></p> <p><b>【情報提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(関係省庁)</li> <li>特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の国内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(厚生労働省)</li> <li>国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、地方公共団体や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映する。(厚生労働省)</li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>第二段階 国内発生早期</i></p> <p><u>速把握システムを継続する。(厚生労働省)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザの国内発生とともに、臨床情報共有システムを開始する。(厚生労働省)</li> </ul> <hr/> <p><b>情報提供・共有</b></p> <p><b>【情報提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国内での発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、国民への注意喚起を行う。また、ホームページの内容等について随時更新する。(関係省庁)</li> <li>引き続き、メディア等に対し、広報担当官から情報提供を行う。(厚生労働省)</li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>国内発生早期</u></p> <p><b>【情報共有】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。</u>（厚生労働省）</li> </ul> <p><b>【コールセンターの充実・強化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国のコールセンターを充実・強化する。</u>（厚生労働省）</li> <li>・ <u>都道府県・市区町村に対し、状況の変化に応じたQ &amp; Aの改定版を配布するほか、コールセンターの充実・強化を要請する。</u>（厚生労働省）</li> </ul> <hr/> <p><b>予防・まん延防止</b></p> <p><b>【国内での感染拡大防止策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県等に対し、地域発生早期となった場合には、患者への対応（治療・隔離）や患者の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行うよう要請する。</u>（厚生労働省）</li> <li>・ <u>都道府県等や医療機関等に対し、患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。</u>（厚生労働省）</li> <li>・ <u>都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。</u>（厚生労働省）</li> <li>・ <u>地域発生早期においては、地域全体で積極的な感染拡大防止策をとることが重要であり、都道府県等に対し、学校・保育施設等の臨時休業</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><u>第二段階 国内発生早期</u></p> <p><b>【相談窓口の設置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県等に対し、状況の変化に応じたQ &amp; Aの改訂版を配布し、引き続き相談窓口の設置を要請する。</u>（厚生労働省）</li> <li>・ <u>引き続き、コールセンターを運営する。</u>（厚生労働省）</li> </ul> <hr/> <p><b>予防・まん延防止</b></p> <p><b>【国内での感染拡大防止】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県等や医療機関等に対し、患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいる者又は医療従事者であって十分な防御なく曝露した者への、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。</u>（厚生労働省）</li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>国内発生早期</u></p> <p><u>や集会の自粛要請等の感染拡大防止策の実施に資する目安を示すとともに、必要な場合には、都道府県等又は業界団体等に対し、発生地域の住民や関係者に対して次の要請を行うよう依頼し、又は直接要請を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。(厚生労働省、文部科学省)</u></li> <li>➤ <u>集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>➤ <u>住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用を強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>➤ <u>事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小を要請する。(関係省庁)</u></li> <li>➤ <u>公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(厚生労働省、国土交通省)</u></li> <li>➤ <u>必要に応じ、住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>・ <u>人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等により交通遮断が比較的容易な離島や山間地域などにおいて強い病原性を示す新型インフルエンザが我が国で初めて発生し、地域封じ込めに効果あると考えられるなど、一定の条件を満たす場合には、直ちに地域封じ込め実施の可否について検討を行い、結論を得る。(内閣官房、関係省庁)</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>第二段階 国内発生早期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県等又は業界団体等に対し、発生地域の住民や関係者に対して次の要請を行うよう依頼し、又は直接要請を行う。</u></li> <li>➤ <u>学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。(厚生労働省、文部科学省)</u></li> <li>➤ <u>集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>➤ <u>住民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>➤ <u>事業者に対し、不要不急の業務を縮小するよう要請する。(関係省庁)</u></li> <li>➤ <u>公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。(厚生労働省、国土交通省)</u></li> <li>➤ <u>住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>・ <u>離島や山間地域などにおいて一定の条件を満たす場合には、直ちに地域封じ込め実施の可否について検討を行い、結論を得る。(内閣官房、関係省庁)</u></p>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>国内発生早期</u></p> <p>【水際対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起を継続する。</u>（外務省、厚生労働省）</li> <li>・ <u>在外邦人支援を継続する。</u>（外務省、関係省庁）</li> <li>・ <u>感染したおそれのある者に対しては、不要不急の出国を自粛するよう勧告する。また、発熱症状等が見られる者がチェックインしようとした場合には拒否を行うよう、航空会社等に要請する。</u>（厚生労働省、国土交通省）</li> <li>・ <u>検疫の強化については、新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小する。</u>（関係省庁）</li> </ul>	<p style="text-align: right;"><u>第二段階 国内発生早期</u></p> <p>【水際対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第一段階の対策を継続する。</u>（関係省庁）</li> <li>・ <u>感染したおそれのある者に対しては、不要不急の出国を自粛するよう勧告する。また、発熱症状等が見られる者がチェックインしようとした場合には拒否を行うよう、航空会社等に注意喚起する。</u>（厚生労働省、国土交通省）</li> </ul>
<p><b>医療</b></p> <p>【医療体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県等に対し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続すること、必要が生じた際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行することを要請する。</u>（厚生労働省）</li> </ul> <p>【患者への対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県等に対し、次の点を要請する。（厚生労働省） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>新型インフルエンザと診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。</u></li> </ul> </li> </ul>	<p><b>医療</b></p> <p>【発熱外来の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県等に対し、新型インフルエンザの可能性のある者とそれ以外の者を振り分ける発熱外来を整備するよう要請する。</u>（厚生労働省）</li> </ul> <p>【患者及び接触者への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県等に対し、次の点を要請する。（厚生労働省） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>新型インフルエンザの患者は、原則として、感染症指定医療機関等で診療及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行うため、発熱外来及び一般医療機関に対し、受診者について本人の渡航歴等</u></li> </ul> </li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>国内発生早期</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>都道府県等は必要と判断した場合に、地方衛生研究所において、新型インフルエンザのPCR検査を行う。全ての新型インフルエンザ患者のPCR検査による確定診断は、地域における患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行う。</u></li> <li>➤ <u>医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。</u></li> </ul> <p>【医療機関等への情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（厚生労働省）</u></li> </ul> <p>【抗インフルエンザウイルス薬】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国内感染期に備え、引き続き、都道府県等や医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（厚生労働省）</u></li> <li>・ <u>引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。（厚</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>第二段階 国内発生早期</i></p> <p><u>を確認した上、新型インフルエンザが疑われる場合には感染症指定医療機関等の受診を指示するよう、周知する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>感染症指定医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。当該者に対しては、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行う。</u></li> <li>➤ <u>検体を地方衛生研究所へ送付し、亜型の検査を行う。</u></li> <li>➤ <u>新型インフルエンザ患者の接触者（同居者等）に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。</u></li> </ul> <p>【抗インフルエンザウイルス薬】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第三段階のまん延期の状況を予測し、引き続き、都道府県等や医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（厚生労働省）</u></li> <li>・ <u>引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;">国内発生早期</p> <p>生労働省)</p> <p>【医療機関・薬局における警戒活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察庁)</li> </ul> <hr/> <p><b>ワクチン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>海外発生期の記載を参照。</u></li> </ul> <p>(前段へ移行)</p>	<p style="text-align: right;">第二段階 国内発生早期</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>【医療機関・薬局における警戒活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察庁)</li> </ul> <hr/> <p><b>ワクチン</b></p> <p>【<u>プレパンデミックワクチン</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>引き続き、プレパンデミックワクチンの医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対する接種を行う。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>【<u>パンデミックワクチン</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>引き続き、パンデミックワクチンの開発・製造を進め、製造され次第、接種を開始する。医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、これらの者に対し、パンデミックワクチンの先行接種を行う。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>【<u>モニタリング</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>引き続き、プレパンデミックワクチンの接種実施モニタリングを行うとともに、有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。(厚生労働省)</u></li> </ul> <hr/> <p><b>情報提供・共有</b></p> <p>(略)</p>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>国内発生早期</i></p> <p><b>社会・経済機能の維持</b></p> <p>【事業者の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>全国の事業者に対し、職場における感染予防策や事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請する。(関係省庁)</u></li> <li>・ <u>社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。(関係省庁)</u></li> </ul> <p>【物資供給の要請等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザのまん延に伴い、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導、国民の相談窓口の設置等を行う。(消費者庁、関係省庁)</u></li> </ul> <p>【犯罪の予防・取締り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察庁)</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>第二段階 国内発生早期</i></p> <p><b>社会・経済機能の維持</b></p> <p>【事業者の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>全国の事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取組みや職場での感染防止策を開始するよう要請する。(関係省庁)</u></li> <li>・ <u>社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組みを要請する。(関係省庁)</u></li> </ul> <p>【犯罪の予防・取締り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察庁)</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: center;"><u>国内感染期</u></p> <p>国内感染期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で終えなくなった状態。</li> <li>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul> <p>(地域未発生期) 各都道府県で新型インフルエンザの患者が発生していない状態。</p> <p>(地域発生早期) 各都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>(地域感染期) 各都道府県で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)。</p> <p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療提供体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 社会・経済機能への影響を最小限に抑える</li> </ol>	<p style="text-align: center;"><u>第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期</u></p> <p>第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期</p> <p>(国内で、患者の接触歴が疫学調査で終えなくなった事例が生じた状態)</p> <p>感染拡大期 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態</p> <p>まん延期 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態</p> <p>回復期 各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態)</p> <p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>2) 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。</li> </ol>

国内感染期第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛といった一部の感染拡大防止策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。
- 2) 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の国民生活を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、パンデミックワクチンの接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合は、できるだけ速やかにできるだけ多くの国民に接種する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>国内感染期</u></p> <p><b>実施体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>政府対策本部は、専門家の意見を踏まえ、国全体として国内感染期に入ったことを宣言するとともに、対策の基本的対処方針を決定する。(内閣官房、全省庁)</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><u>第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期</u></p> <p><b>実施体制と情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザ対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、国全体として感染拡大期に入ったこと、感染のピークを超えたこと等を宣言するとともに、それぞれの段階に応じた対策の基本的対処方針を決定する。(内閣官房、全省庁)</u></li> <li>・ <u>国内の発生状況をリアルタイムで把握し、都道府県に対して、発生状況を緊急情報提供し、必要な対策を実施するよう要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>海外の新型インフルエンザ等の発生状況や各国の対応について、諸外国、国際機関等を通じて情報を収集する。(厚生労働省、外務省)</u></li> </ul>
<p><b>サーベイランス・情報収集</b></p> <p><b>【国際的な情報収集】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。(厚生労働省、外務省)</u></li> </ul> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><b>サーベイランス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>疑い症例調査支援システム、アウトブレイクサーベイランスを中止する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>パンデミックサーベイランスを発生状況の把握目的へと切り替え、継続する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>引き続き、予防接種副反応迅速把握システム、臨床情報共有システム、ウイルス学的サーベイランスを実施する。(厚生労働省)</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>国内感染期</u></p> <p><u>【サーベイランス】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握については、都道府県ごとの対応とする。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。(厚生労働省、文部科学省)</u></li> </ul> <p><u>(地域未発生期、地域発生早期の都道府県における対応)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握を実施する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p><u>(地域感染期の都道府県における対応)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>引き続き、国内の発生状況をリアルタイムで把握し、都道府県等に対して、発生状況を迅速に情報提供し、必要な対策を実施するよう要請する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p><u>【調査研究】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>引き続き、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析するほか、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や、特に重症者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な調査研究と分析を速やかに行い、その成果を対策に反映させる。(厚生労働省)</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><u>第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期</u></p>

## 改定案

国内感染期

## 情報提供・共有

## 【情報提供】

- ・ 引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(関係省庁)
- ・ 引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、都道府県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の国内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会・経済活動の状況についても、情報提供する。(厚生労働省)
- ・ 引き続き、国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや地方公共団体や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、情報提供に反映する。(厚生労働省)

## 【情報共有】

- ・ 地方公共団体や関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。(厚生労働省)

## 【コールセンターの継続】

- ・ 国のコールセンターを継続する。(厚生労働省)
- ・ 都道府県・市区町村に対し、状況の変化に応じたQ & Aの改定版を配

## 現行

第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期

## 情報提供・共有

- ・ 引き続き、第二段階の対策を実施する。

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>国内感染期</u></p> <p>布し、コールセンターの継続を要請する。(厚生労働省)</p>	<p style="text-align: right;"><u>第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期</u></p>
<p><b>予防・まん延防止</b></p>	<p><b>予防・まん延防止</b></p>
<p><b>【国内での感染拡大防止策】</b></p>	<p><b>【国内での感染拡大防止】</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県等に対し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛要請等の感染拡大防止策の実施に資する目安を示すとともに、必要な場合には、都道府県等又は業界団体等に対し、住民や関係者に対して次の要請を行うよう依頼し、又は直接要請を行う。特に、地域感染期のうち、流行が小規模な段階においては、一定期間、地域全体で積極的な感染拡大防止策をとるよう要請する。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。(文部科学省、厚生労働省)</u></li> <li>➢ <u>集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>➢ <u>住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>➢ <u>事業者に対し、職場における感染予防策を徹底するよう要請する。(関係省庁)</u></li> <li>➢ <u>公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(国土交通省、厚生労働省)</u></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>(現行3ポツ) 都道府県等に対し、学校等の臨時休業や集会の自粛要請都道府県等又は業界団体等に対し、住民や関係者に対して次の要請を行うよう依頼し、又は直接要請を行う。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。(文部科学省、厚生労働省)</u></li> <li>➢ <u>集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>➢ <u>住民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>➢ <u>事業者に対し、不要不急の業務を縮小するよう要請する。(関係省庁)</u></li> <li>➢ <u>公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。(国土交通省、厚生労働省)</u></li> </ul> </li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>国内感染期</u></p> <p>➤ 住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。(厚生労働省、関係省庁)</li> <li>都道府県等や医療機関に対し、<u>地域感染期となった場合は、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その効果を評価した上で継続の有無を決定する。</u>(厚生労働省)</li> <li>都道府県等に対し、<u>地域感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止するよう要請する。</u>(厚生労働省)</li> </ul> <p>(削除)</p> <p>【水際対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検疫の強化については、<u>新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小する。</u>また、在外邦人支援を継続する。(関係省庁)</li> </ul>	<p style="text-align: right;"><u>第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期</u></p> <p>➤ 住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(現行2ポツ) 都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、<u>基地等</u>多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、要請する。(厚生労働省、関係省庁)</li> <li>(現行1ポツ) 都道府県等や医療機関に対し、<u>まん延期における患者との濃厚接触者（同居者を除く。）及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者と同居する者に対する予防投与については、第二段階における効果を評価した上で継続の有無を決定する。</u>(厚生労働省)</li> <li>回復期には、上記の感染拡大防止対策を<u>段階的に縮小する。</u>(関係省庁)</li> </ul> <p>【水際対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>第二段階の対策を継続するが、国内の感染拡大に応じて順次検疫を縮小する。</u> また、在外邦人支援を継続する。(関係省庁)</li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>国内感染期</u></p> <p><b>医療</b></p> <p>【患者への対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等に対し、<u>以下を要請する。(厚生労働省)</u> (<u>地域未発生期、地域発生早期の都道府県における対応</u>) <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、<u>帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等</u>を実施する。</li> <li><u>必要が生じた際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。</u></li> </ul> </li> </ul> <p>(<u>地域感染期の都道府県における対応</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザの患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザの患者の診療を行う。</u></li> <li>入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。</li> <li>入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために<u>公共施設等の利用を検討する。</u></li> </ul> <p><u>公共施設等を利用した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期</u></p> <p><b>医療</b></p> <p>【患者への対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等に対し、<u>次の点について要請する。(厚生労働省)</u> (<u>感染拡大期における対応</u>) <ul style="list-style-type: none"> <li>第二段階に引き続き、<u>発熱外来の整備、感染症法に基づく患者の入院措置等</u>を実施する。</li> <li><u>新型インフルエンザの感染状況をリアルタイムで把握し、感染拡大が認められた都道府県においては、患者の同居者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)等、感染防止について必要な要請を行う。</u></li> </ul> </li> </ul> <p>(<u>まん延期における対応</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者の入院措置の中止に伴い、<u>新型インフルエンザの患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として全ての入院医療機関において新型インフルエンザの診断・治療を行うとともに、</u>  入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。</li> <li>入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために<u>公共施設の利用を検討する。</u></li> </ul> <p>(<u>回復期における対応</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>患者を入所させている公共施設については、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>国内感染期</u></p> <p>➤ <u>在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザへの感染の有無について診断ができた場合、医師がファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行することについて検討を行い、対応方針を周知する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>➤ 医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。</p> <p><u>【医療機関等への情報提供】</u></p> <p>・ <u>引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(厚生労働省)</u></p> <p><u>【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用】</u></p> <p>・ 国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、各都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、都道府県の要請等に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を行う。(厚生労働省)</p> <p><u>(削除 (予防・まん延防止の記載と重複))</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期</u></p> <p>➤ <u>管内の発生動向及び診療の人的体制を勘案し、発熱外来の設置体制を調整する。</u></p> <p>➤ 医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。</p> <p><u>【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用】</u></p> <p>・ 国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、都道府県毎の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、都道府県の要請等に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を行う。(厚生労働省)</p> <p>・ <u>都道府県等や医療機関に対し、まん延期における患者との濃厚接触者(同居者を除く。)及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウ</u></p>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>国内感染期</u></p> <p>【在宅患者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び市区町村に対し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、要請する。（厚生労働省）</li> </ul> <p>【医療機関・薬局における警戒活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。（警察庁）</li> </ul> <hr/> <p><b>ワクチン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外発生期の記載を参照。</li> </ul> <p><u>（削除）</u></p>  <p><u>（削除）</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期</u></p> <p><u>ウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者と同居する者に対する予防投与については、第二段階における効果を評価した上で継続の有無を決定する。（厚生労働省）</u></p> <p>【在宅患者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び市区町村に対し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、要請する。（厚生労働省）</li> </ul> <p>【医療機関・薬局における警戒活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。（警察庁）</li> </ul> <hr/> <p><b>ワクチン</b></p> <p>【<u>パンデミックワクチン</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、<u>パンデミックワクチンの製造を進め、製造され次第、接種を開始する。医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、これらの者に対し、パンデミックワクチンの先行接種を行う。（厚生労働省）</u></li> <li><u>新型インフルエンザウイルスの特徴を踏まえ、パンデミックワクチンの接種順位及び接種体制について検討を行い、国民に周知する。（厚生労働省）</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>国内感染期</u></p> <p>(削除)</p> <hr/> <p><b>社会・経済機能の維持</b></p> <p><b>【業務の重点化・継続等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>全国の事業者に対し、職場における感染予防策を講じ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化を図るよう要請する。(関係省庁)</u></li> <li>・ <u>社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。(関係省庁)</u></li> <li>・ <u>各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザによる被害状況等を確認し、必要な対応策を速やかに検討する。(関係省庁)</u></li> </ul> <p><b>【事業者への支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザがまん延し、中小企業等の事業者の経営の安定に必要なと考えられる場合に、政府関係金融機関等に対し、特別な金融を実施するなど実情に応じ適切な措置を講ずるよう要請する。(経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省)</u></li> </ul> <p><b>【物資供給の要請等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザへの対応として必要な場合には、地方公共団体と連携し、製造・販売事業者等に対して緊急物資をはじめとした医薬品、食料品等の必要な物資について円滑な流通が行われるよう要請する。(関係省庁)</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><u>第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期</u></p> <p><b>【モニタリング】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>引き続き、プレパンデミックワクチンの接種実施状況モニタリングを行うとともに、有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。(厚生労働省)</u></li> </ul> <hr/> <p><b>社会・経済機能の維持</b></p> <p><b>【事業の縮小・継続】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>全国の事業者に対し、不要不急の業務の縮小や職場での感染防止策を講ずるよう要請する。(関係省庁)</u></li> <li>・ <u>社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。(関係省庁)</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>国内感染期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザへの対応として必要な場合には、地方公共団体と連携し、運送事業者等に対して、医薬品、食料品等の緊急物資の運送等を要請する。(国土交通省、関係省庁)</u></li> <li>・ <u>新型インフルエンザの流行に伴い、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導、国民の相談窓口の設置等を行う。(消費者庁、関係省庁)</u></li> </ul> <p>【社会的弱者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市区町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の社会的弱者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>【遺体の火葬・安置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>都道府県を通じ、市区町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>【犯罪の予防・取締り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察庁)</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><u>第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期</u></p> <p>【社会的弱者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市区町村に対し、在宅の障害者や高齢者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>【遺体の火葬・安置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。</u> <u>また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう、市区町村に対し、要請する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>【犯罪の予防・取締り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察庁)</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;">小康期</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>小康期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</u></li> <li>・ <u>大流行はいったん終息している状況。</u></li> </ul> </div> <p>目的：</p> <p>1) <u>社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。</u></p> <p>対策の考え方：</p> <p>1) <u>第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</u></p> <p>2) <u>第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について国民に情報提供する。</u></p> <p>3) <u>情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</u></p> <p>4) <u>第二波の流行による影響を軽減するため、未接種者を対象にパンデミックワクチンの接種を進める。</u></p> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>実施体制</b></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>政府対策本部は、専門家の意見を踏まえ、小康期に入ったことを宣言する。(内閣官房、全省庁)</u></li> <li>・ <u>これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、ガイドライン、指針・勧告等の見直しを行う。(厚生労働省、関係省庁)</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;">第四段階 小康期</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>第四段階 小康期</b></p> <p><u>(患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態)</u></p> </div> <p>目的：</p> <p>1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。</p> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>実施体制と情報収集</b></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザ対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、小康期に入ったことを宣言する。(内閣官房、全省庁)</u></li> <li>・ <u>これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、ガイドライン、指針・勧告等の見直しを行う。(厚生労働省、関係省庁)</u></li> </ul>

## 改定案

小康期

## サーベイランス・情報収集

## 【国際的な情報収集】

- ・ 海外での新型インフルエンザの発生状況、各国の対応について、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。（厚生労働省、外務省）

(項目名の変更(上述))

(削除)

(削除)

## 【サーベイランス】

- ・ インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。（厚生労働省）
- ・ 再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。（厚生労働省、文部科学省）

## 情報提供・共有

## 【情報提供】

- ・ 引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。（関係省庁）

(削除)

## 現行

第四段階 小康期

- ・ 海外の新型インフルエンザ等の発生状況について、諸外国、国際機関等を通じて必要な情報を収集する。（外務省、厚生労働省）

## サーベイランス

- ・ これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、人材、資器材の有効活用を行う。（厚生労働省）
- ・ 国内での発生状況が小康状態となった段階で、パンデミックサーベイランスを中止する。（厚生労働省）
- ・ 引き続き、予防接種副反応迅速把握システム、ウイルス学的サーベイランス、臨床情報共有システムを実施する。（厚生労働省）

## 情報提供・共有

## 【情報提供】

- ・ 引き続き、流行の第二波に備え、国民への情報提供と注意喚起を行う。（関係省庁）
- ・ 引き続き、メディア等に対し、広報担当官から情報提供を行う。（厚

改定案	現行
<p style="text-align: right;">小康期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、地方公共団体や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(関係省庁)</li> </ul> <p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。(厚生労働省)</li> </ul> <p>【コールセンターの縮小】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>状況を見ながら、国のコールセンターを縮小するとともに、都道府県・市区町村に対しコールセンターの縮小を要請する。(厚生労働省)</li> </ul> <hr/> <p>予防・まん延防止</p> <p>【水際対策】 (後段へ移行)</p> <p>【国内での感染拡大防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の流行状況を踏まえつつ、都道府県等に対し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の解除の目安を示す。(厚生労働省、関係省庁)</li> </ul>	<p style="text-align: right;">第四段階 小康期</p> <p>生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供体制を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行う。(関係省庁)</li> </ul> <p>【相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>状況を見ながら、都道府県等の相談窓口やコールセンターを縮小する。(厚生労働省)</li> </ul> <hr/> <p>予防・まん延防止</p> <p>【水際対策】 (略)</p> <p>【国内での感染防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行い、周知する。(厚生労働省、関係省庁)</li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;">小康期</p> <p>【水際対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外での発生状況を踏まえつつ、<u>渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。</u>（外務省、厚生労働省）</li> </ul>	<p style="text-align: right;">第四段階 小康期</p> <p>【水際対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外での流行状況を踏まえつつ、<u>渡航自粛、出入国者への特別の広報や指導等を順次縮小する。</u>（外務省、厚生労働省）</li> </ul>
<p><b>医療</b></p> <p>【医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等に対し、<u>以下を要請する。</u>（厚生労働省） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。</u></li> <li>➢ <u>（削除）</u></li> <li>➢ 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>【抗インフルエンザウイルス薬】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>国内外で得られた新型インフルエンザについての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成し、都道府県及び医療機関に周知する。</u>（厚生労働省）</li> <li><u>流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。</u>（厚生労働省）</li> </ul>	<p><b>医療</b></p> <p>【医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等に対し、<u>次の点について要請する。</u>（厚生労働省） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。</u></li> <li>➢ <u>地域の感染状況及びニーズを踏まえ、発熱相談センター及び発熱外来を縮小・中止する。</u></li> <li>➢ 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>【抗インフルエンザウイルス薬】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>内外で得られた新型インフルエンザについての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成し、都道府県及び医療機関に周知する。</u>（厚生労働省）</li> <li><u>流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。</u>（厚生労働省）</li> </ul>
<p><b>ワクチン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>海外発生期の記載を参照。</u></li> </ul> <p><u>（削除）</u></p>	<p><b>ワクチン</b></p> <p>【パンデミックワクチン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>引き続き、パンデミックワクチンの開発・製造を進め、製造され次第、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対する先行接種を開始</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;">小康期</p> <p>(削除)</p> <hr/> <p><b>社会・経済機能の維持</b></p> <p><b>【業務の再開】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>全国の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。</u>(厚生労働省、関係省庁)</li> <li>・ <u>社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。</u>(関係省庁)</li> </ul> <p><b>【事業者への支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザがまん延し、中小企業等の事業者の経営の安定に必要と考えられる場合に、政府系金融機関等に対し、特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置を講じるよう要請する。</u>(経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省)</li> </ul>	<p style="text-align: right;"><u>第四段階</u> 小康期</p> <p>する。<u>(厚生労働省)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>引き続き、パンデミックワクチンの接種順位及び接種体制について、国民に周知する。</u>(厚生労働省)</li> </ul> <p><b>【モニタリング】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>モニタリングシステムに関する総合評価を行う。</u>(厚生労働省)</li> <li>・ <u>引き続き、接種症例を踏まえ、プレパンデミックワクチン等の安全性・有効性に関する評価を行う。</u>(厚生労働省)</li> </ul> <hr/> <p><b>社会・経済機能の維持</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。</u>(関係省庁)</li> <li>・ <u>一般の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について検討を行い、周知する。</u>(厚生労働省、関係省庁)</li> </ul>

国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応について

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><b>別添</b></p> <p style="text-align: center;"><b>国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合 の対策</b></p> <hr/> <p><b>実施体制</b></p> <p>【政府の体制強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。(内閣官房、関係省庁)</li> </ul> <p>(後段へ移行)</p> <p>【国際間の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザの人への感染、それらへの対応等の状況について、海外関係機関等との情報交換を行う。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省)</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>(現行行動計画の該当部分を抜粋)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>前段階 未発生期 (新型インフルエンザが発生していない状態)</p> </div> <hr/> <p><b>実施体制と情報収集</b></p> <p>【国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。(内閣官房、関係省庁)</li> </ul> <p>【情報収集】 (略)</p> <p>【国際間の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザの人への感染、それらへの対応等の状況について、海外関係機関等との情報交換を行うとともに、<u>新型インフルエンザの発生時に諸外国や国際機関と速やかに情報共有できる体制を整備する。</u>(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省)</li> </ul>

## 改定案

## サーベイランス・情報収集

## 【情報収集】

- ・ 鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。(厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省)
  - 情報収集源
    - ✓ 国際機関 (WHO、OIE、国連食糧農業機関 (FAO) 等)
    - ✓ 在外公館
    - ✓ 国立感染症研究所：WHOインフルエンザコラボレーティングセンター
    - ✓ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
    - ✓ 独立行政法人動物衛生研究所
    - ✓ 地方公共団体
    - ✓ 検疫所

## 【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】

- ・ 鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(厚生労働省)
- ・ (削除)
- ・ (削除)

## 情報提供・共有

(削除)

## 現行

## サーベイランス

## 【情報収集】

- ・ 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。(厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省)
  - 情報収集源
    - ✓ WHO、OIE、国連食糧農業機関 (FAO)
    - ✓ 在外公館
    - ✓ 国立感染症研究所：WHOインフルエンザコラボレーティングセンター
    - ✓ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
    - ✓ 独立行政法人動物衛生研究所
    - ✓ 地方自治体
    - ✓ 検疫所

## 【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】

- ・ 鳥インフルエンザ (H5N1) やその他の鳥インフルエンザ (四類感染症) の人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(厚生労働省)
- ・ 国内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NESID (感染症サーベイランスシステム) 疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。(厚生労働省)
- ・ ウイルス株情報を収集するウイルス学的サーベイランスを実施する。(厚生労働省)

## 情報提供・共有

【鳥インフルエンザ発生等の場合の情報提供】

改定案	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>国内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、発生した地方公共団体と連携し、発生状況及び対策について、国民に積極的な情報提供を行う。(厚生労働省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、発生した地方自治体と連携し、発生状況及び対策について、国民に積極的な情報提供を行う。(厚生労働省、農林水産省、環境省)</li> </ul>
<p><b>予防・まん延防止</b></p> <p>【在外邦人への情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に対し、<u>直接または国内の各学校等を通じ</u>、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。(外務省、厚生労働省、文部科学省)</li> <li>(上の対策に含める。(実施主体に文部科学省を追加))</li> </ul> <p>【人への鳥インフルエンザの感染防止策】 (水際対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検疫所は、鳥インフルエンザ(H5N1)について、有症者の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、検疫法(昭和第26年法律第201号)に基づく診察、健康監視、都道府県知事への通知等を実施する。(厚生労働省)</li> </ul> <p>(疫学調査、感染防止策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派遣し、積極的疫学調査を実施する。(厚生労働省)</li> </ul>	<p><b>予防・まん延防止</b></p> <p>【在外邦人への情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在外邦人に対し、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。(外務省、厚生労働省)</li> <li>国内の各学校等に対し、<u>鳥インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策についての周知徹底するよう、要請する。</u>(文部科学省)</li> </ul> <p>【人への鳥・新型インフルエンザの感染防止策】 (水際対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検疫所は、鳥インフルエンザ(H5N1)について、<u>サーモグラフィ一等を用いて入国者の体温を計測することにより</u>、有症者の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、検疫法(昭和第26年法律第201号)に基づく診察、健康監視、都道府県知事への通知等<u>水際対策を強化する。</u>(厚生労働省)</li> </ul> <p>(国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派遣する。(厚生労働省)</li> </ul>

改定案	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等に対し、<u>疫学調査や接触者への対応</u>（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）等の実施を要請する。（厚生労働省）</li> <li>防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（警察庁）</li> <li>鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）に対しては、<u>外出自粛や出国自粛</u>を要請する。（厚生労働省）</li> <li>国内発生情報について、国際保健規則（IHR）に基づき、WHOへ通報する。（厚生労働省）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>積極的疫学調査を実施するとともに、都道府県等に対して、積極的疫学調査や接触者への対応</u>（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）等の実施を要請する。（厚生労働省）</li> <li>防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（警察庁）</li> <li>鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）に対しては、<u>出国自粛</u>を要請する。（厚生労働省）</li> <li>国内発生情報について、国際保健規則（IHR）に基づき、WHOへ通報する。（厚生労働省）</li> </ul>
<p>（家きん等への防疫対策※）</p>	<p>（新設）</p>
<p>※現行行動計画【家きん・輸入動物における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策】（国内で発生した場合の対応）から抽出</p>	<p>（新設）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li><u>鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域からの家きん等の輸入停止、渡航者への注意喚起、国内の農場段階での衛生管理等を徹底するほか、国内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。</u>（関係省庁） <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県との連携を密にし、防疫指針に即した都道府県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を支援する。（農林水産省）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県に対して、<u>感染家きん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）について助言することにより、感染拡大を防止する。</u>（農林水産省）</li> <li><u>高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となった場合には、必要に応じ、家きん用の備蓄ワクチンを使用する。</u>（農林水産省）</li> </ul>

改定案	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、都道府県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。(防衛省)</li> <li>➤ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。(警察庁)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、都道府県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。(防衛省)</li> <li>・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。(警察庁)</li> </ul>
<p><b>医療</b></p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県等に対し、感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう、助言する。(厚生労働省)</li> <li>・ 都道府県等に対し、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。また、検査方法について、各地方衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。(厚生労働省)</li> <li>・ 都道府県等に対し、鳥インフルエンザ(H5N1)の患者(疑似症患者を含む。)について、感染症法に基づき、入院等の措置を講ずるよう要請する。(厚生労働省)</li> </ul> <p>(前段に移行)</p> <p>(前段に移行)</p>	<p><b>医療</b></p> <p>【国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県等に対し、感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、<u>陰圧病床の使用等感染対策</u>を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう、助言する。(厚生労働省)</li> <li>・ 都道府県等に対し、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。また、検査方法について、各地方衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。(厚生労働省)</li> <li>・ 都道府県等に対し、<u>感染症法に基づく二類感染症である鳥インフルエンザ(H5N1)の患者(疑似症患者を含む。)</u>について、入院等の措置を講ずるよう要請する。(厚生労働省)</li> <li>・ 積極的疫学調査を実施するとともに、・・・(略)</li> </ul> <p><b>情報提供・共有</b></p> <p>【鳥インフルエンザ発生等の場合の情報提供】</p> <p>(略)</p>

## 用語解説

改定案	現行
<p><b>【用語解説】</b></p> <p style="text-align: right;">※アイウエオ順</p> <p>○ インフルエンザウイルス  <u>インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(後段へ移行)</div> <p>○ 家きん            鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。            なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、<u>うずら</u>、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(後段へ移行)</div>	<p><b>【用語解説】</b></p> <p>○ インフルエンザ  <u>インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">○ 鳥インフルエンザ (略)</div> <p>○ 家きん            鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。            なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">○ パンデミック (略)</div>

改定案	現行
<p data-bbox="129 209 309 240">(前段へ移行)</p> <p data-bbox="94 347 439 379">○ 感染症指定医療機関</p> <p data-bbox="123 391 1097 470">感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="192 481 1097 651">* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。</li> <li data-bbox="192 662 1097 785">* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</li> <li data-bbox="192 796 1097 919">* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</li> <li data-bbox="192 930 1097 1099">* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。</li> </ul> <p data-bbox="94 1153 315 1185">○ 感染症病床</p> <p data-bbox="123 1197 1097 1366">病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。</p>	<p data-bbox="1144 209 1301 288">○ 家きん (略)</p> <p data-bbox="1122 347 1467 379">○ 感染症指定医療機関</p> <p data-bbox="1151 391 2125 470">感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1220 481 2125 651">* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。</li> <li data-bbox="1220 662 2125 785">* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</li> <li data-bbox="1220 796 2125 919">* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</li> <li data-bbox="1220 930 2125 1099">* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。</li> </ul> <p data-bbox="1122 1153 1498 1185">○ 感染症病床、結核病床</p> <p data-bbox="1151 1197 2125 1414">病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。</p>

改定案	現行
<p>○ <u>帰国者・接触者外来</u> 発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。</p> <p>○ <u>帰国者・接触者相談センター</u> 発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、<u>帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。</u></p> <p>○ <u>抗インフルエンザウイルス薬</u> インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。</p> <div data-bbox="76 911 669 1002" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;">(後段へ移行)</div>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>抗インフルエンザウイルス薬</u> インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。</p> <div data-bbox="1102 906 1612 1002" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;">○ サーベイランス (略)</div>
<p>○ <u>个人防护具(Personal Protective Equipment: PPE)及び防護服</u> <u>エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。</u></p>	<p>○ <u>个人防护具(Personal Protective Equipment: PPE)</u> <u>マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じて適切なPPEを考案・準備する必要がある。</u></p>

改定案	現行
<p>○ サーベイランス 見張り、監視制度という意味。 <u>疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>○ サーベイランス 見張り、監視制度という意味。 <u>特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。</u></p> <p>○ 感染症サーベイランスシステム（NESID） 感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の予防と拡大防止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視している。これは感染症を診断した医療機関からの発生報告を基本としており、これらの発生報告を一元的に効率よく収集解析するために、地方自治体と国の行政機関を結ぶネットワーク又はインターネットをベースに構築された電子的なシステムを指す。</p> <p>○ 病原体サーベイランス 感染症サーベイランスのうち、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類などについて報告してもらい、状況を監視するシステム。</p> <p>○ 症候群サーベイランス あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、感染症の早期発見を目的とするシステム。</p> <p>○ 疑い症例調査支援システム 感染症サーベイランスシステム（NESID）等を用いて、大規模な流行の可能性のある感染症に感染した疑いがある患者に関する情</p>

改定案	現行
<u>(削除)</u>	<p>報（行動履歴、接触者情報を重点に置く。）を登録し、疫学的リンクや異常な症状から、新しい亜型のインフルエンザ患者を発見するために、疑われる症例を診断に結びつけていくシステム。</p> <p>○ ウイルス学的サーベイランス 流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、遺伝子型、抗インフルエンザウイルス薬への感受性を調べ、ワクチンの効果や治療方法の評価、あるいはそれらの変更の根拠とするためのシステム。</p>
<u>(削除)</u>	<p>○ アウトブレイクサーベイランス 地域や医療機関でのアウトブレイク（発熱と上気道症状、あるいは肺炎を罹患、それによる死亡など、類似の症状を呈する3人以上の患者が存在し、同居者などの疫学的なリンクがある場合やそのうちの1人が医療従事者である場合）などの集団感染の発生を検知するシステム。</p>
<u>(削除)</u>	<p>○ パンデミックサーベイランス 第一段階から第二段階までの間、国内発生を可能な限り早期に発見することを目的として、定点医療機関等において、軽症例の患者の集積及び重症例の患者の集積を把握するサーベイランスシステム。 第三段階から第四段階までの間、新型インフルエンザの発生動向等を迅速に把握及び還元することを目的として、指定届出機関において、外来患者数、入院患者数及び死亡者数を把握するサーベイランスシステム。</p>
<u>(削除)</u>	<p>○ 予防接種副反応迅速把握システム ワクチンの副反応の状況を把握するシステム。接種継続の是非、対象者の限定、予防接種優先順位の変更等の判断に役立てること目的と</p>

改定案	現行
<p>(削除)</p> <p>(後段へ移行)</p> <p>○ 指定届出機関 感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。</p> <p>○ 死亡率(Mortality Rate) ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数。</p> <p>○ 人工呼吸器 救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。</p> <p>(前段へ移行)</p>	<p>する。</p> <p>○ 薬剤耐性株サーベイランス 収集したウイルス株の薬剤感受性試験や遺伝子解析を行い、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性株の出現頻度やその性状等について把握するための検査を行う。</p> <p>○ トリアージ (略)</p> <p>○ 指定届出機関 感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所のこと。</p> <p>(新設)</p> <p>○ 人工呼吸器 救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。</p> <p>○ 個人防護具(Personal Protective Equipment: PPE) (前段へ移行)</p>

改定案	現行
<p>○ <u>積極的疫学調査</u> 患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、<u>質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。</u></p> <p>○ <u>致死率 (Case Fatality Rate)</u> ここでは、<u>流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。</u></p> <p>○ <u>トリアージ</u> 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(本文へ移行)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>トリアージ</u> 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。</p> <p>○ <u>発熱外来</u> <u>新型インフルエンザに係る診療を効率化し混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設。第三段階の感染拡大期までの発熱外来は、新型インフルエンザの患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。第三段階のまん延期以降における発熱外来は、感染防止策を徹底した上、新型インフルエンザの患者の外来集中に対応することに加え、軽症者と重症者のトリアージにより入院治療の必要性を判断することを目的とする。</u></p> <p>○ <u>鳥インフルエンザ</u> <u>A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。この</u></p>

改定案	現行
<p>○ <u>濃厚接触者</u> 患者と長時間居合わせたなどにより、<u>新型インフルエンザの感染が疑われる者。</u></p> <p>○ <u>発病率 (Attack Rate)</u> <u>新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。</u></p> <p>(前段へ移行)</p> <p>(前段へ移行)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>うち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。</u></p> <p><u>近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に行き起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。</u></p> <p><u>なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ (H5N1)」という。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ 感染症指定医療機関 (略)</p> <p>○ 感染症病床、結核病床 (略)</p> <p>○ 陰圧病床</p>

改定案	現行
<p data-bbox="107 389 286 421">(前段へ移行)</p> <p data-bbox="69 528 1070 783">○ パンデミック 感染症の世界的大流行。 特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が<u>新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。</u></p> <p data-bbox="107 836 286 868">(後段へ移行)</p> <p data-bbox="69 970 1070 1134">○ パンデミックワクチン 新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン</p> <p data-bbox="107 1235 286 1267">(前段へ移行)</p> <p data-bbox="69 1369 1070 1449">○ プレパンデミックワクチン 新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウ</p>	<p data-bbox="1126 209 2085 331"><u>院内感染を防ぐために、病室の内部の気圧をその外部の気圧より低くすることによって、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床。</u></p> <p data-bbox="1115 389 1368 464">○ 指定届出機関 (略)</p> <p data-bbox="1093 523 2085 735">○ パンデミック 感染症の世界的大流行。 特に新型インフルエンザのパンデミックは、<u>近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。</u></p> <p data-bbox="1106 836 2047 911">○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応) (略)</p> <p data-bbox="1093 970 2085 1093">○ パンデミックワクチン 新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン</p> <p data-bbox="1115 1235 1585 1310">○ 抗インフルエンザウイルス薬 (略)</p> <p data-bbox="1093 1369 2085 1449">○ プレパンデミックワクチン 新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウ</p>

改定案	現行
<p>イルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。</p>	<p>イルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在は H5N1 亜型を用いて製造）。</p>
<p>(前段へ移行)</p>	<p>○ パンデミックワクチン (略)</p>
<p>○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応) DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。</p>	<p>○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応) DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。</p>
<p>(削除)</p>	<p>○ 発熱相談センター 都道府県及び市区町村が保健所等に設置する電話対応専門の施設。新型インフルエンザの患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>○ リスクコミュニケーション 我々を取り巻くリスクに関する情報を、行政、住民などの関係主体間で共有し、相互に情報伝達を行い、意思疎通を図ること。</p>